

2020.03.02

PL レポート(製品安全) <2019 No.12>

■「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行し、製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

海外トピックス

○欧州委員会の専門家グループが AI の法的責任に関するレポートを公表 (2019 年 11 月 27 日 欧州委員会専門家グループ)

欧州委員会の「法的責任と新しい技術に関する専門家グループ」(the Expert Group on Liability and New Technologies) は 2019 年 11 月 27 日、AI の法的責任に関するレポート (原題: Liability for Artificial Intelligence and other emerging digital technologies) を公表しました。

本レポートでは、AI 等のデジタル新技術に関する法的責任をどのように設計し、必要に応じて修正していくべきかについて、以下の 10 項目で整理しています。

1. 公共の場所で AI 駆動のロボットを用いるなど、第三者に危害を及ぼすリスクが高い技術の運用者は、その運用に起因する損害に対する厳格責任を負うべきである。
2. AI を搭載した製品やサービスのコントロールを、所有者やユーザーよりも、技術的フレームワークの提供者がより高いレベルで行っている状況においては、当該技術の主たる運用者が誰かを特定する際には、こうした状況も考慮するべきである。
3. 新しい技術が危害を発生させるリスクを増大させないとしても、当該技術の利用者は、技術を適切に選択し、運用し、監視し、維持する義務があり、これらの義務に違反していた場合には、故障が発生した際には責任を負うべきである。
4. 一定の自律性を備えた技術の利用者が引き起こした危害についての責任は、人の補助によって危害が発生した場合と比べ、過少に評価されるべきではない。
5. 新しいデジタル技術を組み込んだ製品またはコンテンツのメーカーは、市場に流通した後、製品に加えられた変更によって欠陥が生じた場合であっても、当該製品の欠陥に起因する損害の責任を負うべきである。
6. 第三者が危害のリスクにさらされる状況において、強制賠償責任保険は、被害者に適切な賠償への手段を提供するだけでなく、不法行為者となり得る側に対してもリスクへの備えを提供することが可能である。
7. ある技術の利用により責任の所在が極めて複雑になる場合、被害者には立証を容易にする権利が与えられるべきである。
8. 新しいデジタル技術には適切なログ機能が備わっている必要があり、ログの喪失やログデータへのアクセスができない場合には、立証責任の転換が図られるべきである。
9. データの破壊は、一定の条件においては、補償可能な損害とみなされるべきである。

10. デバイスあるいは自律システムが引き起こす損害は、既存の個人または団体に起因すると考えられるため、これらに法人格を付与する必要は無い。

本レポートでは、AIのような新しい技術は社会や経済をより良くする可能性を秘めているとしながらも、これらの技術が危害を生じさせるリスクを最小限にするために、十分な安全対策を講じるべきであるとしています。

この観点から EU の法制度を見た時、これら新しい技術の運用に伴って発生しうる損害を既存の規制によって防止することはできないものの、損害を被った被害者に対しては、現行法制度に則って保護（賠償）していくことは基本的に可能であろうとしています。

一方で、これらの技術とそのアプリケーションの特性（複雑さ、アップデートに伴う変更または操作中の自己学習、限られた予測可能性、サイバーセキュリティの脅威に対する脆弱性など）により、被害者が賠償請求を行うことがより困難になる、責任の所在の特定にあたり公平さや効率性を欠く、といったことも起こり得ると指摘しています。

前述の 10 項目は、こうした問題意識をもとに、新技術の運用者や開発者、自律システムにおける法的責任や、危害との因果関係の証明、被害者の救済制度や損害保険の活用等の観点で議論を行った結果をまとめたものとなっています。

本レポートは欧州各国の 16 人から成る専門家グループの見解であり、欧州委員会の正式見解ではありません。また、今後の技術の進展に伴ってさらなる議論が行われることで、上記の結論も変化してくる可能性もあります。

しかしながら、EU が AI に関わる法制度を更に検討していく上で、こうしたレポートの影響も少なからず出て来るものと考えられるため、本件の議論に関する動向を今後も注視していく必要があるといえます。

出所：欧州委員会専門家グループのレポート

<https://ec.europa.eu/transparency/regexpert/index.cfm?do=groupDetail.groupMeetingDoc&docid=36608>

○中国で家電製品の安全使用年限に関する業界基準を公表

（2020 年 1 月 6 日 中国家用電気協会）

中国家用電気協会は、1 月 6 日に「家電製品安全使用年限（中国語：家用电器安全使用年限）」と題する業界基準を公表しました。対象製品は以下の 6 種類で、製品ごとの使用年限は 8 年もしくは 10 年と設定され、いずれも 1 月 6 日付での即日施行とされています。

基準名称			安全使用年限
家電製品安全使用年限	第一部分	冷蔵庫	10 年
家電製品安全使用年限	第二部分	洗濯機および乾燥機	8 年
家電製品安全使用年限	第三部分	エアコン	10 年
家電製品安全使用年限	第四部分	ガスストーブ	8 年
家電製品安全使用年限	第五部分	レンジフード	8 年
電気温水器の安全使用年限（※）			8 年

（※）2018 年 7 月 3 日付で制定済みの基準を今般改正したもの

中国ではこれまで主要な家電製品に関する使用年限の基準は存在していなかったため、今回の基準設定は、家庭内で一般に広く使用されている家電製品を対象とした初の業界基準となります。

今回の動きの背景には「長期使用による家電製品の事故を減らし、適時の買い替えを促すことで、製品の合理的なライフサイクルの形成を強化する」とする当局の指導方針があります。同協会の関係者によれば、中国では多くの家電が10年を過ぎても使用されている実態にあり、2020年の1年だけで新たに約1億6千台の家電製品の耐用年限が終了することです。こうした状況を踏まえ、当局としては本基準の施行により消費者の安全確保に加え、環境保護の強化や革新的な新製品の開発にもつなげることを意図しています。

本基準は対象製品ごとに「適用範囲」、「定義」、「安全使用年限に関する要求事項」、「正常な使用条件」、「安全使用年限に関する表示」などの項目で構成されています。メーカーは取扱説明書において正常な使用条件を説明した上で、安全使用期限を明示することが求められるとともに、安全使用年限の表示については同基準で定める所定の様式によるものでなければならないと定めています。

中国では業界基準は規範性を有するものとされているため、安全使用年限の表示に伴い、年限の範囲内であれば、製品の安全性が担保されているとの期待を消費者が持つようになることが想定されます。中国向けの家電製品を扱う事業者としては、自社の製品が今回の基準で定める安全使用年限に耐えうる安全設計になっているかどうかを再確認するとともに、安全使用年限を表示する際は、同基準で定めるルールに沿ったものになっているかどうかをチェックするしくみを取り入れることが求められるといえます。

なお、似たような制度として、我が国でも「長期使用製品安全表示制度（※）」が存在しますが、日本の場合、使用年限の設定は各事業者が行うこととされているため、日中で対象が重複する製品（洗濯機およびエアコン）については、両国間で年限表示の齟齬が生じる可能性もあります。この場合、事業者としては安全使用年限の基準を上位の年限に統一するなど、ダブルスタンダードによるトラブルの回避を図るための検討も必要になると考えられます。

※長期使用製品安全表示制度

経年劣化について注意喚起を図ることが必要な製品を対象に、電気用品安全法に基づき、「設計上の標準使用期間」および「経年劣化についての注意喚起」の表示を義務付けている制度。対象製品は、扇風機、電気洗濯機（除く洗濯乾燥機）、換気扇、エアコン、ブラウン管テレビの5品目。

出所：中国家用电器协会标准公告 2020 年第 1 号

<https://www.chaaa.org/contents/9/8865.html>

以上

文責：リスクマネジメント第三部 製品安全グループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部 製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2020